

## 刑罰法規の明確性が争われた事例

——世田谷区清掃・リサイクル条例事件——

平成二〇年七月一七日最高裁決定（平成二〇年（あ）第一三九号 世田谷区清掃・リサイクル条例違反被告事件）判時二〇五〇号一五六頁、判タ一三〇二号一一四頁

船山泰範  
山本善貴

### 【事実の概要】

東京都世田谷区は、世田谷区清掃・リサイクル条例（平成一一年条例第五二号。以下「本件条例」という。）により、世田谷区長（以下「区長」という。）の指定する者以外の者が、一般廃棄物処理計画（以下「処理計

画」という。）で定める場所から、古紙など再利用の対象として区長の指定した物を収集し、または運搬することを禁止していた。被告人は、区長が指定する者以外の者であるにもかかわらず、処理計画で定める場所に置かれた古紙を回収したため、本件条例に基づき、区長から、

当該行為を行わないよう命じられた。ところが、被告人は、再び、処理計画で定める別の場所に置かれた古紙を回収したことから、本件条例の禁止命令違反罪（七九条一号、三一条の二第二項、一項）に該当するとして起訴された。

一審（東京簡判平成一九年五月七日公刊物未登載）は、次のことを根拠として、被告人に無罪を言い渡した。すなわち、処理計画には、本件条例三一条の二第一項の「所定の場所」を特定する記載がなく、「所定の場所」に関する規定が欠落している。また、仮に「所定の場所」が処理計画にいう「定められた場所」の意であると解したとしても、「定められた場所」という言葉は、特定された場所をさすものではない。さらに、一般廃棄物の排出場所を図示する「資源・ごみ集積所地図」が処理計画の付属書類ではないことなどを挙げ、「所定の場所」の位置を示す規定を欠く。

これに対し、検察官が法令適用の誤りを理由として控訴し、控訴審（東京高判平成一九年二月一八日判時一九九五号五六頁（③事件））は、「本件条例三一条の二第一項にいう『所定の場所』とは処理計画にいう『定め

られた場所』のことであって、……区民等がごみ、資源等を分別して排出すべき場所のことを指すことは明らかである。このような解釈は、通常の判断能力を有する一般人の理解にも適うものであり、……同規定が憲法三一条の規定に違反するとはいえない。」などとして、無罪判決を破棄した。

被告人は、本件条例三一条の二第一項の「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」が不明確であり、憲法三一条に違反することなどを理由として上告した。

#### 【決定要旨】

「世田谷区清掃・リサイクル条例三一条の二第一項にいう『一般廃棄物処理計画で定める所定の場所』の明確性に関し憲法三一条違反という点は、同条例三一条の二第一項、三七条、一般廃棄物処理計画等によれば、世田谷区が、一般廃棄物の収集について区民等の協力を得るために、区民等が一般廃棄物を分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所を意味することは明らかであり、『所定の場所』の文言を用いた本件罰則規定が、刑罰法規の構成要件として不明確であるとはいえない。

また、本件における違反場所は、『資源・ごみ集積所』と記載した看板等により、上記集積所であることが周知されている。」

## 【評 釈】

### 一 問題の所在

本件では、本件条例に基づく規制にかかる憲法一三条、一四條、二二條および二九條との関係、構成要件の処理計画への委任に関する適否などが争点とされた。しかし、本評釈においては、刑法の視点から、次に掲げる三つの論点を中心に検討する。

- ① 構成要件要素である本件条例三二條の二第一項の「所定の場所」が、処理計画の中で特定されず、かつ具体的に定められていないとしても、本件条例七九條一號、三二條の二第二項、一項（以下「本件罰則規定」という。）は、刑罰法規として明確性を有しているといえるのか。
- ② 禁止命令違反行為を処罰対象とすることによって、本件罰則規定の明確さは確保されるのか。
- ③ 世田谷区の内部資料である「資源・ごみ集積所地

図」、および「資源・ごみ集積所」と記載された看板は、本件罰則規定の告知機能を補完しているといえるのか。

### 二 最高裁判所における刑罰法規の明確性に関する考え方の変遷

刑罰法規の明確性とは、元来、犯罪行為に該当するか否かを読みとることができるようにするため、刑罰法規それ自体が明確でなければならないという要請であり、刑罰権の限界を提示することによって国民の自由を守る、罪刑法定主義の原則の一翼をなす。また、刑罰法規の明確性は、次のことを存在根拠とする。一つに、国民に対し、何が犯罪行為であるかを事前に告知して、国民の予測可能性を保障し、刑罰法規の国民に対する萎縮的效果を払拭する。二つに、法適用上の指針をあたえ、刑罰権を行使する側の恣意的判断を防止する。これらは、刑罰法規のもつ行為規範性および裁判規範性に対応する。<sup>①</sup>

そして、刑罰法規の明確性は、直接的には、立法上の原理である。しかし、違憲審査制度をもつ我が国において、憲法三二條から罪刑法定主義の保障が導きだされることに鑑みると、刑罰法規の明確性とは、立法上の原理

であるとともに、解釈の原理にもなる。<sup>②</sup> それゆえ、自分の行為は違法行為に該当するの否かの予測を、刑罰法規が国民に可能ならしめない場合、当該法規は罪刑法定主義に抵触し、違憲無効と判断されるのである。

ところで、刑罰法規の明確性に関する問題といえ、法規にかかる不明確さの程度が論点とされる。<sup>③</sup> 表現力の限界および多数の行為類型を対象とする性質上、刑罰法規には不確定概念を用いざるを得ず、法規のもつ内容の確定をばむ度合いの強弱が争点とされるのである。そこで、本決定を検討する前に、これまで、刑罰法規の明確性に関し、最高裁判所がいかなる判断を下してきたのかをみることにする。これによって、本決定の理論構造が明らかになると思われるからである。

最高裁判所が、はじめて刑罰法規の明確性を正面からとり上げたのは、蛇行進が、徳島市公安条例の規制する「交通秩序を維持すること」(三条三号)に抵触するの否かなどが論点とされた、徳島市公安条例事件判決(最判昭和五〇年九月一〇日刑集二九卷八号四八九頁。以下「徳島市条例事件判決」という。)である。最高裁判所は、刑罰法規の明確性が、国民に対する公正な告知、および

国による刑罰権の恣意的濫用の抑止を根拠とする、憲法三一条の要請であることを宣明した上で、①「通常の判断能力を有する一般人」が、②刑罰法規の文言そのものから「具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの判断を可能ならしめるような基準」を読みとることができれば、当該法規は明確であるとの判断基準を示した。つまり、最高裁判所は、国民の予測可能性に重きを置いて、告知対象を一般的かつ客観的な犯罪類型と捉えた上で、事後の司法判断によるのではなく、通常の一般国民の立場から、刑罰法規の明確性を判断すべきであると述べたのである。<sup>④</sup> そこには、次のような最高裁判所の着想が示されている。すなわち、刑罰法規の明確性を、法律の専門家ではない一般人が処罰基準を理解し、容易に具体的場面に適用できることを刑罰法規の文言に求める理論と解した上で、通常一般人に明確な法規であれば、法的知識に優る法執行者にとっては、当然、明確であるとの理由から、刑罰法規が明確であれば恣意的執行の危険など生じることはない。<sup>⑤</sup>

つづいて、福岡県青少年保護育成条例の処罰対象である「淫行」(一〇条一項)の明確性および非広汎性など

が争われた、福岡県青少年保護育成条例事件判決（最判昭和六〇年一〇月二三日刑集三九卷六号四一三頁。以下「福岡県条例事件判決」という。）において、最高裁判所は、明確性の判断につき、さらなるメルクマールを提示した。すなわち、①目的、定義、規定、罰則といった「条項の規定するところを総合」し、「各規定の趣旨及びその文理等に徴する」ことよって、「規定の文理から合理的に導き出され得る解釈」の結果が、②「通常の判断能力を有する一般人の理解に適うものであり」、かつ、③「処罰の範囲が不当に……不明確であるともいえない」場合であれば、刑罰法規として明確性に欠けるところはない。つまり、たとえ不明確な法文であったとしても、そのような解釈をするという解釈行為そのものが、通常一般人において可能であるならば許されると判示したのである。<sup>6)</sup>ちなみに、この福岡県条例事件判決は、民事の分野ではあるが、札幌税関検査事件判決（最判昭和五九年一二月一二日民集三八卷一二号一三〇八頁）において提示された基準にしたがったものである。

加えて、岐阜県青少年保護育成条例に基づく有害図書  
の包括指定条項（六条二項）の明確性などが論点とされ

た、岐阜県青少年保護育成条例事件判決（最判平成元年九月一九日刑集四三卷八号七八五頁。以下「岐阜県条例事件判決」という。）の中で、最高裁判所は、①通常の判断能力を有する一般人が、②一般に公示されている下位規範とあいまって、具体的な基準を解釈によって読みとることのできる刑罰法規であるならば、明確性を是認することができるとの判断を示したのである。

このように、最高裁判所は、刑罰法規の明確性の基準の定立に関し、徳島市条例事件判決において、通常一般人の視点に立った文言自体の明確性をもとめて以来、福岡県条例事件判決では、法文そのものよりも、むしろ解釈の明確性を検討し、解釈結果の明確性および解釈方法の明確性を要件として掲げた。<sup>7)</sup>そして、最高裁判所は、岐阜県条例事件判決を通して、解釈の明確性が、公示された下位規範をも加味して判断されるべきことを示すに至ったのである。

以下、このような最高裁判所の基本的な考え方を踏まえて、本決定をみることにする。

### 三 検 討

#### 1 本決定の論理

被告人は、本件条例三一条の二第一項の「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」という言葉をとり上げ、本件罰則規定にかかる明確性を争点にして上告した。

それに対し、本決定は、次のように述べたにすぎない。  
①本件「条例三一条の二第一項、三七条、一般廃棄物処理計画等によれば、世田谷区が、一般廃棄物の収集について区民等の協力を得るために、区民等が一般廃棄物を分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所を意味することは明らかであり、『所定の場所』の文言を用いた本件罰則規定が、刑罰法規の構成要件として不明確であるとはいえない。」また、②実際にも、「本件における違反場所は、『資源・ごみ集積所』と記載した看板等により、上記集積所であることが周知されている。」すなわち、①本件条例および処理計画との総合的

解釈によると、処理計画にいう「定められた場所」は、本件条例三一条の二第一項の「所定の場所」を指している」と理解できることから、本件条例三一条の二第一項の

「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」という文言は明確である。その上、②集積所であることを記した看板等の存在が告知機能をはたしていることを論拠にして、最高裁判所は、本件罰則規定にかかる合憲性を首肯している。

このような結論を導いた根拠の詳細を語ってはいないものの、本決定は、控訴審判決と基本的に同じ考え方に基づくといわれている<sup>⑧</sup>。そこで、控訴審判決の言葉を借りながら、本決定の考え方を検討することにする。

なお、本件が刑罰法規の明確性といった刑法の基本原則にかかわる問題をはらんでいることに鑑みた場合、判示の仕方として、単に「明らかである」と述べるだけではなく、いかなる基準に照らして当該規定が明らかであるのかという点までも明示するべきではなかったのか<sup>⑨</sup>と思われる。

#### 2 法文の明確性

本決定は、まず、「所定の場所」という法文にかかる明確性の判断に際し、「条例三一条の二第一項、三七条、一般廃棄物処理計画等によれば」として、処理計画も勘

案した上で、本件条例を解釈したことを述べ、控訴審が「本件条例と処理計画を全体として」検討したことと軌を一にしている。このことは、岐阜県条例事件判決の中で確認された、一般に公示されている下位規範を加味した解釈手法を、控訴審とともに本決定が採用していることを明言したといえる。その上で、本決定は、「世田谷区が、一般廃棄物の収集について区民等の協力を得るために、区民等が一般廃棄物を分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所を意味することは明らかであり、『所定の場所』の文言を用いた本件罰則規定が、刑罰法規の構成要件として不明確であるとはいえない。」とつづける。

この判示の趣旨はいかなるものか。それは、控訴審判決の次の部分にあらわれている。すなわち、「本件条例は、制定当初から、土地又は建物の占有者に対して、その土地又は建物内の家庭廃棄物を可燃物、不燃物等に分別し、各別の容器に収納して『所定の場所』に持ち出す等処理計画に従わなければならない(三七条一項)、『所定の場所』を清潔にしておかなければならない(同条二項)と規定しており、上記三一条の二の規定は、平成

一五年条例第八一号による改正によって追加されたものである。そうすると、三一条の二の規定にいう『所定の場所』は、土地又は建物の占有者が家庭廃棄物を分別して排出すべき場所(集積所)を指していると解されるし、処理計画においても、区民等の協力義務等として、可燃ごみ、不燃ごみのほかに、古紙等の資源に分別して、『定められた場所』に排出すべきことを定めているのであるから、その『定められた場所』が本件条例三七条、ひいては三一条の二の規定にいう『所定の場所』に当たると解されるのは明らかである。したがって、本件条例三一条の二第一項の規定にいう『所定の場所』は、処理計画が定める上記の手続により決定された家庭廃棄物の排出場所ないし集積所であると解される。そして、上記のとおり、本件条例と処理計画を全体としてみれば、区長又はその指定した者以外の者は、処理計画が定める手続によって決定された、家庭廃棄物の排出場所ないし集積所から古紙等を収集等してはならないと規定されていることは明らかであって、これにより禁止命令違反の犯罪構成要件は十分に特定されているから、処理計画が『定められた場所』として具体的な場所までは規定して

いないことや、具体的な場所を示した資源・ごみ集積所地図が区に備え置かれてにすぎず、しかも同地図にすべての集積所は記載されておらず、集積所によつては看板・コンテナ等が存在しないことがあるとしても、本件条例及び処理計画によつて規定された内容が禁止命令違反罪の犯罪構成要件として欠けるところはない」という箇所である。つまり、本件条例に三一条の二が追加される以前から、「所定の場所」は集積所を示すものと理解されており、しかも、本件条例と処理計画を考えあわせると、本件罰則規定が明確性を欠くことはないと言説するのである。

ちなみに、誰の視点からみて、「所定の場所」が「一般廃棄物を分別して排出する場所として定めた一般廃棄物の集積所を意味することは明らかである」と結論づけるのか、本決定は、必ずしも明白にしていない。しかし、控訴審判決は、徳島市条例事件判決を引用して、「通常の判断能力を有する一般人の理解にも適」つて、と述べ、さらに、本決定が控訴審判決の考え方を肯定していることからすると、本決定も、本件罰則規定が通常一般人の理解に合致する法文であると判断しているものと思

われる。

翻つて本決定をみると、「所定の場所」と「定められた場所」は表現をまったく異にする文言であるにもかかわらず、同一場所をあらわす言葉として捉えられており、しかも、本決定のいうとおり、「所定の場所」と「定められた場所」が同一場所を意味する文言であると仮定したとしても、「定められた場所」の具体的な位置が特定されているとはいえない。それゆえ、処理計画の中から規制対象の特定性および基準の具体性を看取することはできず、本件罰則規定の法文に明確性をみとめる本決定には違和感を感じる<sup>11)</sup>。

なるほど、具体的な地点、位置などではなく、一定の場所を示す言葉を構成要件の中に用いる法律も存在しており、本条例はその例に倣っているということも可能である。たとえば、本件と同様、本件条例三一条の二第一項の「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」という文言の明確性などが争われた他の事件の控訴審判決は、次の規定を挙げて、本件罰則規定に明確性が欠けること<sup>12)</sup>はないと説く。すなわち、道路交通法一一八条一項一号、二項、二二二条一項の「道路標識等によりその最高速

度が指定されている道路」、一一九条の二第一項一号、二項、一一九条の三第一項一号、二項、四四條の「道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分」、軽犯罪法一条三二号の「入ることを禁じた場所」、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律五二条一号、二二条二号の「道路その他公共の場所」、銃砲刀剣類所持等取締法三一条、三條の一三の「道路、公園、駅、劇場、百貨店その他の不特定若しくは多数の者の用に供される場所」、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律八三条一項四号、三八条二項の「住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所」である。

しかしながら、このような規定の存在が、本決定の正当性を裏づける根拠になるとは思われない。なぜならば、本決定には、本件罰則規定が対象とする行為の性質を看過しているきらいがあるからである。換言すれば、例示した規定のように、行為の罪悪性が国民に意識され、当該行為に対する処罰が社会通念上もつともであると意識されている刑事犯と、本件罰則規定のように、行為の罪悪性が必ずしも国民には意識されておらず、当該行為の

処罰が、社会通念上、当然には知られていないため、個別の行政処分により処罰対象行為の具体化を図った上で<sup>13)</sup> 刑罰が適用される行政犯に、犯罪は相対的に分類される。<sup>14)</sup> それゆえ、刑事犯に比べ、行政犯に対しては、禁止される内容を十二分に予告することが求められるにもかかわらず、本件罰則規定には、そのような措置が施されていないからである。したがって、本件罰則規定における構成要件の一部をなす場所を示す言葉は、具体的に規定されてしかるべきであると思われるのである。

ところで、控訴審は、「本件条例による規制は所定の場所における古紙等の収集行為を直ちに犯罪として処罰するのではなく、区長による禁止命令の対象とするにとどめ、この命令を受けた者が命令に違反した場合に初めて処罰の対象とするとしていること等を併せ考えると、同規定につき処罰範囲がいまいであるとも不明確であるともいえない」と判示する。つまり、古紙などの持ち去り行為が行政処分を介して処罰される点を拠り所にして、処罰の対象行為が絞られていると解し、本件罰則規定は明確性を備えていると説く。

しかし、その結論には納得しがたい。というのは、本

件罰則規定が間接罰規定であることは、法律効果を示しているにすぎず、通常一般人に向けて、禁止行為の類型を具体的に特定しているわけではないからである。

### 3 告知機能の補完

本決定は、本件罰則規定の公示性につき、「本件における違反場所は、『資源・ごみ集積所』と記載した看板等により、上記集積所であることが周知されている。」とだけ判示するにすぎず、その真意はわかりにくい。その点、控訴審が次に述べることは明解である。「確かに、本件条例及び処理計画は『所定の場所』を具体的に特定するものではない。しかし、個々の集積所は、前記のように資源・ごみ集積所地図でおおむね図示されているほか、現実にも、その場所に設置された看板や収集日に古紙等がまとめて置かれている状況等によって、外観上も集積所であることが通例明らかになっていると認められる。」すなわち、法文上、「所定の場所」たる集積所の周知が不完全ではあるものの、大部分の集積所の位置が「資源・ごみ集積所地図」に示され、「資源・ごみ集積所」と記載された看板も存在し、しかも、古紙などがま

とめて置かれている集積所の実態によって、見た目、集積所であることが明らかにされていることを根拠に、本件罰則規定の告知機能に欠けるところはないと結論づけるのである。

このように、「資源・ごみ集積所地図」などの存在という、法文には謳われていない要素をも付加した上で、本件条例と処理計画との総合的解釈をおこなない、刑罰法規としての明確さを判断したことが、本決定の特色である。そして、法文以外の要素をとり入れた解釈手法は、今後、本件罰則規定のような間接罰規定に限らず、直罰規定においても採用される可能性があるとの指摘もなされている<sup>15)</sup>。

しかしながら、「資源・ごみ集積所地図」には、すべての集積所の位置が図示されていない上、単なる区役所の内部資料であつて、その存在は一般的に周知されていない。また、道路交通法に基づく規制（四条一項など）のように標識標示主義を本件罰則規定が採用していないため、規制場所たる集積所であることの公示を看板に託しておらず、集積所によっては、看板の未設置箇所も散見される。そして、古紙などが「所定の場所」にまとめ

て置かれている状況は、世田谷区民のおこなった行為の結果であつて、立法者があらかじめ公示したものでない。以上の点をふまえると、本決定が本件罰則規定の告知機能を補完するものとして位置づけた「資源・ごみ集積所地図」などは、通常一般人に対して「所定の場所」を告示しているといひ得るのか疑問が残る<sup>16</sup>。もし事前の周知が不徹底であつたとしても、本件罰則規定に刑罰法規としての明確性を認めるのであれば、告知方法の不完全さがどの程度までであるならば公示性を是認することができると、本決定は、その基準をはつきりと示すべきではなかつたのかと思われる。

#### 4 解釈の明確性

では、本決定は、いかなることを勘案して、本件罰則規定の解釈をおこなつているのであるのか。この点について、本決定が詳しく触れてはいないのと対照的に、控訴審判決は、次のように説示する。「被告人が本件行為を行った場所は、集積所や持ち去り厳禁を示す看板等によつて集積所であることが一見して明らかであつて、被告人もまたこの点を認識していたことが明らかである。

以上の次第で、原判決が上記認定事実と同じ事実を認定しながら、被告人に本件条例七九条一号、三一条の二第二項に違反する罪が成立しないと判断したのは法令の解釈、適用を誤つており、この誤りが判決に影響を及ぼすことは明らかである<sup>17</sup>。すなわち、本件条例三一条の二第一項の「一般廃棄物処理計画で定める所定の場所」という言葉を素直に読んだ場合、本件条例は「所定の場所」の定めを処理計画に委任し、その中に「所定の場所」が具体的に記されていると理解することができるものの、処理計画に「所定の場所」の詳細は明記されていない。ところが、実際、本件行為場所は、「資源・ごみ集積所地図」の中に集積所として記載され、しかも看板などの存在によつて集積所であることが明らかになつている状況の下で、被告人自身、当該場所が集積所であることを認識していたことは明白である。よつて、結論として、法文そのものが明確さに欠けるとの一事をもつて被告人を無罪にする判断をおこなうことは妥当性に欠けると述べるのである。これは、「国民からみて分かりやすい」という要請より『具体的に妥當な結論が容易に導ける』<sup>17</sup>ことをもとめて本件罰則規定を解釈し、異なる

言葉どうしを同義に読み替えた上で、控訴審判決、ひいては本決定が事案の解決を図ったことを物語っている。

法の解釈とは、法の意味を具体化した上で、その適用を可能にする準備作業であり、法のもつ意味内容を理解し、明確にすることである。したがって、法文の明確性とは「そのように解釈された」法文の明確性を意味し、福岡県条例事件判決の示すとおり、法文自体はもとより、法文の解釈も明確であることが要求される。<sup>18</sup>つまり、刑罰法規には、文言そのものの明確さのほか、一般人にとつてのわかりやすさも必要とされる。また、刑罰法規の明確性は、たとえ処罰の必要性があつたとしても、事前に告知されていない行為の処罰は許されないと、罪刑法定主義の形式的原理であり、処罰の必要性<sup>19</sup>といった実質的原理の前提にも位置づけられる。それゆえ、刑罰法規の明確性を判断する際、処罰の必要性が加味される<sup>20</sup>ことがあつてはならないのである。そして、次のように、本件条例二条二項に「資源・ごみ集積所」の定義規定を加え、三一条の二を全面的に改めるとともに、七九条一号を改正し、世田谷区清掃・リサイクル条例施行規則の中に「資源・ごみ集積所」であることを示す看板の

種類、様式などを規定すれば、「資源・ごみ集積所」の位置が明らかになり、わざわざ処罰の必要性を考慮した解釈をしなくても済むと思われる。

#### (定義)

#### 第二条

② この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

五 資源・ごみ集積所 廃棄物を排出しようとする区民が協議の上、位置を定め、その場所を区に申し出て、区が収集可能であると確認した場所

#### (収集又は運搬の禁止等)

第三一条の二 資源・ごみ集積所に置かれた一般廃棄物のうち、古紙、ガラスびん、缶等再利用の対象となる物として区長が指定するものについては、区長及び区長が指定する者以外の者は、これらを収集し、又は運搬してはならない。

② 区長は、資源・ごみ集積所に資源・ごみ集積所

であることを示す看板を設置し、管理しなければならぬ。

③ 前項に規定する看板の種類、様式その他必要な事項は規則で定める。

④ 区長は、区長が指定する者以外の者が前三項の規定に違反して、収集し、又は運搬したときは、その者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。

第七九条 次の各号の一に該当する者は、二〇〇、〇〇〇円以下の罰金に処する。

一 第三十一条の二第四項の規定による命令に違反した者

つまるところ、本決定の解釈方法に対する疑問をぬぐい去ることは困難なのである。

#### 四 結 語

本件では、本件罰則規定にかかる刑罰法規としての明確性が論点となり、本決定は、その明確性を肯定した。

刑罰法規の明確性が争われた事例（船山・山本）

しかしながら、以上の検討から明らかのように、本件条例及び処理計画のほか、それらに拠らない要素をも付加した上で、「ただ乗りして、高価格で売却できる古紙だけを持ち去る行為は、やはり、許されない<sup>(21)</sup>」といった、処罰の必要性を加味した解釈をせざるを得ない法文を本件罰則規定は用いており、本件罰則規定に明確性をみとめた本決定に同調することは難しいといえよう。

やはり、最高裁判所によって、刑罰法規の明確性の要請を再認識する機会が、立法者に対して提供されるべきではなかったのかと思われる。

なお、被告人が上告趣意書の中で触れなかったため、本決定が検討を加えなかった点であるが、保護法益と目される行政回収制度<sup>(22)</sup>は、刑罰法規を用いてまでも保護に値する利益状態といえるのかという問題が、本件罰則規定に潜んでいることを指摘しておきたい。

(1) 団藤重光『実践の法理と法理の実践』（創文社・一九八六年）三四九頁。

(2) 田宮 裕「罪刑法定主義と罰則の明確性」藤木英雄・板倉 宏編『刑法の争点（新版）』（一九八七年）

- 一四頁、団藤重光『刑法綱要総論 第三版』(創文社・一九九〇年) 六〇頁、船山泰範『刑法学講話〔総論〕』(成文堂・二〇一〇年) 四三頁。
- (3) 河上和雄「公安条例の憲法適合性に関する五〇・九・一〇最高裁大法廷判決について」法律のひろば二八卷一二号(一九七五年) 二六頁、莊子邦雄『刑法総論〔第三版〕』(青林書院・一九九六年) 二二頁、田宮 裕『刑罰法規の明確性』藤木英雄編『刑法I〔総論〕判例と学説七』(日本評論社・一九七七年) 二二頁、前田雅英「罪刑法定主義と刑法解釈」『現代社会と実質的犯罪論』(東京大学出版会・一九九二年) 三八頁、松宮孝明『刑法総論講義〔第四版〕』(成文堂・二〇〇九年) 一五頁。
- (4) 門田成人「刑罰法規明確性の理論と『公正な告知』の概念(二完)」島根法学三四卷三号(一九九〇年) 八九頁以下、京藤哲久「徳島市公安条例大法廷判決」警察研究五二卷八号(一九八一年) 六四頁、田宮・前掲註(3) 二四頁、団藤・前掲註(1)三五〇頁。
- (5) 門田・前掲註(4) 九一頁。
- (6) 田宮 裕「刑法解釈の方法と限界」『平野龍一博士古稀祝賀論文集 上巻』(有斐閣・一九九〇年) 五六頁、船山泰範「青少年保護条例における淫行処罰規定の意義と罪刑法定主義——福岡県青少年保護育成条例の最高裁大法廷判決をめぐって——」『日本法学五二巻二号(一九八六年) 一七三頁、前田・前掲註(3) 三八頁。
- (7) 曾根威彦『刑法総論〔第四版〕』(成文堂・二〇〇八年) 二二頁、田宮・前掲註(6) 六〇頁。
- (8) 駒村恵吾「古紙持ち去りと刑罰法規の明確性」判例セレクト二〇〇八(法学教室別冊付録)(二〇〇八年) 一〇頁、匿名解説「世田谷区清掃・リサイクル条例における資源ごみの持ち去り規制に係る『所定の場所』と憲法三一条」判時二〇五〇号(二〇〇九年) 一五六頁。
- (9) 嘉門 優「世田谷区清掃・リサイクル条例三一条の二、七九条一号は犯罪構成要件として明確であるとされた事例」速報判例解説vol.五(法学セミナー増刊)(二〇〇九年) 一六六頁。
- (10) 奥平康弘「委任立法——一般——」行政判例百選I〔第四版〕(一九九九年) 一一一頁。
- (11) 嘉門・前掲註(9) 一六六頁。
- (12) 東京高判平成二〇年一月一〇日判時一九九五号六一頁(④事件)、匿名解説・前掲註(8) 一五七頁。
- (13) 井田 良『講義刑法学・総論』(有斐閣・二〇〇八年) 四二頁、佐伯仁志『制裁論』(有斐閣・二〇〇九年) 一七頁以下、佐藤文哉「法文の不明確による法令の無効(二)」司法研修所論集三七号(一九六七年) 九〇頁、藤木英雄『行政刑法』(学陽書房・一九七六年) 七頁、八木 胖「行政刑法」日本刑法学会編『刑事法講座第一巻 刑法(I)』(有斐閣・一九五二年) 七〇頁以下、山中敬一『刑法総論〔第二版〕』(成文堂・二〇〇八年) 一二頁。

- (14) 佐藤・前掲註(13)九〇頁。
- (15) 駒村・前掲(8)一〇頁。
- (16) 嘉門・前掲註(9)一六六頁。
- (17) 前田雅英「罪刑法定主義の現代的意義」『現代社会と実質的犯罪論』(東京大学出版会・一九九二年)四八頁以下。
- (18) 曾根・前掲註(7)二二頁、田宮・前掲註(6)六一頁、船山泰範『刑法』(弘文堂・一九九九年)二二頁。
- (19) 曾根・前掲註(7)二二頁、内藤 謙『刑法講義総論(上)』(有斐閣・一九八三年)二七頁、日高義博「刑罰法規の明確性」西田典之ほか編『刑法の争点』(二〇〇七年)六頁。
- (20) 青井未帆「過度広汎性・明確性の理論と合憲限定解釈 広島市暴走族追放条例事件判決」論究ジュリスト一〇号(二〇一二年)九八頁、嘉門・前掲註(9)一六六頁、曾根威彦「罪刑法定主義と刑法の解釈」西田典之ほか編『刑法の争点』(二〇〇七年)五頁、山口 厚『刑法総論第二版』(有斐閣・二〇〇七年)一八頁。
- (21) 北村 篤「資源ごみの持ち去り」研修七一一号(二〇〇七年)五〇頁。
- (22) 岡部雅人「リサイクル条例の明確性(世田谷区リサイクル条例事件) 最一小決平成二〇年七月二三日(平成二〇年(あ)第一三六号) 裁判所HP」高橋則夫・松原芳博編『判例特別刑法』(日本評論社・二〇一二年)

三〇八頁、黒坂則子「世田谷区清掃・リサイクル条例事件——東京高判平成一九年二月一八日判時一九九五号五六頁——」『環境法研究三五号(二〇一〇年) 八七頁。